資料３

豊里線及び米飯線の運賃改定について（報告）

１　運賃改定に係る手続等

- 豊里線及び米飯線について、燃料費や人件費の高騰等により運行経費が増大する傾向にある中、適切な受益者負担を求める観点から、令和８年１０月１日の運行開始に合わせ運賃改定を実施するため、運賃協議分科会※を設置した。
- 当該路線について、市ホームページや各地域の利用者への案内等によって、市民や利用者等に運賃改定を周知し、これによって得られた意見等を踏まえ、運賃協議分科会における協議を経て運賃を決定した。

※運賃協議分科会

道路運送法の規定に基づき、協議運賃により運賃を改定する際には、利用者等の意見を反映させるための措置を講じた上で、道路運送法第９条第４項に掲げる者で構成される運賃協議分科会を、旭川市地域公共交通会議の分科会として次のとおり設置。

豊里線：「旭川電気軌道（株）に係る運賃協議分科会」

米飯線：「旭川中央交通（株）に係る運賃協議分科会」

２　経緯（豊里線及び米飯線共通）

令和８年８月５日　：ホームページや利用者等への案内によって運賃改定額を周知し、意見等募集を開始

令和８年８月２１日：運賃協議分科会において運賃改定額の承認

令和８年１０月１日：運賃改定

３　運賃改定額

豊里線（主な乗降地点間）

旭川駅－中央会館前（改定前６８０円→改定後８４０円）

旭川駅－豊里（８７０円→１,０４０円）

旭川駅－新城峠（１,０１０円→１,１６０円）

米飯線（主な運行エリア間）

東旭川－東桜岡（改定前３００円→改定後４００円）

東旭川－豊田（３００円→４００円）

東旭川－米原（５００円→７００円）

東旭川－瑞穂（５００円→７００円）